

○環境省告示第七十九号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の二十四第一項の規定に基づき、株式会社脱炭素化支援機構支援基準を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

令和四年十月二十八日

環境大臣 西村 明宏

株式会社脱炭素化支援機構支援基準

株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）が、対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。

(1) 政策的意義

- ① 世界全体での 1.5℃目標の達成及び我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる地球温暖化対策計画に定める我が国の温室効果ガスの排出の削減の量に関する目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保

全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。

- ② ①とともに、我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献する等、経済と環境の好循環の実現に貢献するものであること。
- ③ 脱炭素社会の実現に資する事業や投資の普及又は対象事業活動の円滑な運営のため、対象事業活動支援が有効であると見込まれるものであること。
- ④ 対象事業活動の実施に当たっては、環境、社会及びガバナンスへの配慮が適切に行われること。特に、地域との共生の観点から、対象事業活動の実施地域との丁寧なコミュニケーションが行われること。

(2) 民間事業者等のイニシアチブ

- ① 対象事業活動支援により、ビジネスモデルを確立、普及拡大させる等、脱炭素社会の実現に資する事業の推進に意欲のある民間事業者等への後押しとなること。
- ② 機構と協調して、民間事業者等から対象事業活動に対する出資等の資金供給が行われるこ

と。

- ③ 民業補完性の観点から、民間事業者等からの出資の総額は、機構からの出資額以上であること。ただし、機構の出資額が民間事業者等からの出資の総額を上回ることが、一時的であると認められる場合は、この限りではない。

(3) 収益性の確保

- ① 対象事業活動が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的、効果的かつ確実に実施する体制を確保する等、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- ② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス及び機構による適切な支援により、対象事業者等の収益確保が見込まれること。
- ③ 機構が支援決定を行ってから一定の期間以内に、機構の保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。
- ④ 外部要因等により、撤退を余儀なくされる場合に備え、対象事業者が、関係者との間で、

あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保

脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進するべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。

- ① 地域との共生のため、対象事業活動の計画作成に当たっては、立地検討段階及び事業計画案の設計段階において、地方公共団体及び地域住民等との適切なコミュニケーションが確保されていること。
- ② 法第 21 条第 7 項及び第 8 項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第 5 項第 2 号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。
- ③ 対象事業者が地域住民とのコミュニケーションを図るに当たっては、配慮すべき地域住民

の範囲や、地域住民への説明会の開催や戸別訪問等のコミュニケーションの具体的な方法について、必要に応じて、地方公共団体と相談していること。また、法や条例に基づく環境影響評価手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、国が示すガイドライン等を参考に、対象事業者は、地方公共団体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催し、意見を聞き取る等の、当該事業に対する地域住民からの理解を得るために必要な措置を講じていること。

2 対象事業活動支援全般について機構が従うべき事項

対象事業活動支援を行うに当たっては、機構は、次の(1)から(5)までのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

- ① 民間の人材やノウハウ、専門的知見を活用することや、国の行政機関（地方支分部局を含む。以下同じ。）や政府関係機関との協調、民間投資ファンド等とのネットワークの積極的な構築等を通じて、機構は、積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、効果的な支援を

行うこと。特に、対象事業活動支援は公的な資金を活用するものであることに鑑み、機構は、政策目的に沿って効率的に運営すること。

- ② 民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業等に対し、民間資金の呼び水となる資金供給を行い、脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること。そのために、機構は、対象事業活動支援の内容の広報又は専門的知見に基づく助言等により、対象事業活動の実施を円滑にするとともに、民業補完の観点を踏まえた上で、民間の事業活動等を後押しすること。
- ③ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）に基づく入札の対象となる案件を支援するに当たっては、入札における適正な競争環境の確保を妨げないこと。
- ④ 機構は、機構内部の体制整備において、脱炭素社会の実現に資する事業への投融資の経験及び知見が豊富な専門人材等を含む優秀な人材を確保するとともに、適材適所の人材配置を継続的に行うこと。また、将来的には、民間主体の脱炭素リスクマネー供給のエコシステム

を構築するため、脱炭素社会の実現に資する事業に目利き力があり、エンゲージメント活動により民間事業者と適切に対話ができる人材の育成に努めること。

- ⑤ 積極的に案件の発掘等に取り組むことにより、蓄積したノウハウを社会に還元すべく、国とも連携すること。
- ⑥ 機構は、国に対し、対象事業活動の状況等について、適時・適切に報告するとともに、課題が生じた場合には、国との建設的な意思疎通を通じて、その解決に取り組むこと。
- ⑦ 機構は、支援決定した対象事業活動の支援継続の妥当性等について、当該対象事業活動の状況に応じ、適切な頻度で検証を行うこと。また、検証結果を踏まえ、運用方針を適切に見直すこと。
- ⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めたリスク管理のための体制を整備し、リスク管理を行うこと。また、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。
- ⑨ 機構の運営全般に当たっては、環境、社会及びガバナンスへの配慮が適切に行われること。

(2) 投資規律の確保

- ① 投資の決定時等における適切な情報開示を機構が継続的に行うことにより、国民に対する説明責任を果たすとともに、機構に出資する国及び民間事業者等に必要な説明を行うことにより、投資等の運用の透明性を確保すること。その際、個人及び事業者に関する情報の取扱いに十分に留意すること。
- ② 民間事業者等の慣行を踏まえ、機構の役職員が責任を持って業務を行う体制や報酬体系を整備すること。
- ③ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策目的を踏まえた適切な投資が行われるよう、契約等により担保するとともに、適切にフォローアップを行うため、機構は、当該組合等からの所要の報告を求めること。

(3) 機構の長期収益性の確保及び脱炭素社会の実現への寄与

- ① 機構は、個別の対象事業活動支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額

（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。

② 機構は、長期収益性を確保するために以下の対応を行うこと。

イ 対象事業活動の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。

ロ 機構による投資全体の規模との関係にも照らして、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域に対して適切な分散投資を行うことにより、機構全体として適切なポートフォリオの管理を行うこと。

③ 機構は、活動全体による温室効果ガスの排出の量の削減等の進捗状況を適宜評価しつつ、脱炭素社会の実現へ寄与すること。

(4) 民間ステークホルダーとの連携

① 機構は、機構への民間出資者等の構成に偏りが生じないように努め、機構の中立性を確保

すると同時に、民間出資者等とともに、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に継続的に努めること。

- ② 機構は、機構への民間出資者等に対して、機構による対象事業活動支援の状況や、それを踏まえて得られた脱炭素技術や市場の動向等に関する情報を踏まえた経営の状況を適時・適切に提供することにより、民間視点のガバナンス確保に努めること。

(5) その他

- ① 機構は、対象事業活動に関連する国の行政機関、政府関係機関、地方公共団体及び官民ファンドその他関係者と相互に連携を図り、相乗効果の発揮による効率的な支援を行うこと。
- ② 機構は、民間の商慣習に照らして、適切な運営を行うこと。
- ③ 機構は、機構の運営に適用される関係法令及び政府としての方針に従うこと。また、政府全体の施策に整合的な支援を行うこと。特に、本邦外で実施する対象事業活動支援を行うに当たっては、我が国の外交政策及び対外経済政策との調和が取られていること。
- ④ 機構は、我が国の優れた脱炭素技術の発展にも配慮すること。

⑤ 機構は、脱炭素の国際的な動向を把握し、適切に対応すること。

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。